

第2節 法令等の施行状況

1 大気汚染防止法及び富山県公害防止条例（大気関係）

(1) 届出状況

ア 大気汚染防止法

26年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表1.2.1のとおりで、総施設数は3,338施設（1,309工場・事業場）であり、種類別では、ボイラーが2,228施設（構成比67%）で最も多く、次いでディーゼル機関314施設（同9%）、金属加熱炉177施設（同5%）の順であった。

26年度末の一般粉じん発生施設の届出状況は、表1.2.2のとおりで、総施設数は1,192施設（283工場・事業場）であり、種類別では、ベルトコンベア・バケットコンベアが436施設（構成比37%）で最も多く、次いで堆積場401施設（同34%）、破碎機・摩砕機287施設（同24%）の順であった。

26年度末の揮発性有機化合物(VOC)発生施設の届出状況は、表1.2.3のとおりで、総施設数は29施設（14工場・事業場）であり、種類別では、粘着テープ等製造に係る接着の用に供する乾燥施設が8施設（構成比28%）で最も多く、次いで接着の用に供する乾燥施設6施設（同21%）、吹付塗装施設5施設（同17%）の順であった。

26年度末のアスベスト除去工事の届出状況は、表1.2.4のとおりで、総数は188件（うち立入99件）であった。

表1.2.1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況（27年3月31日現在）

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																			計
		1 ボ イ ラ ー	2 加 熱 炉 ・ ガ ス 発 生 炉	3 焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 ・ 煨 焼 炉	4 溶 鋳 炉 ・ 転 炉 ・ 平 炉	5 金 属 溶 解 炉	6 金 属 加 熱 炉	7 石 油 加 熱 炉	9 焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	10 反 応 炉 ・ 直 火 炉	11 乾 燥 炉	12 電 気 炉	13 廃 棄 物 焼 却 炉	14 銅 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 精 錬 用 施 設	19 塩 素 ・ 塩 化 水 素 反 応 施 設 等	21 複 合 肥 料 製 造 用 反 応 施 設	27 硝 酸 製 造 用 施 設	29 ガ ス タ ー ビ ン	30 デ イ ー ゼ ル 機 関	31 ガ ス 機 関	
富山市	487	904	5	1	0	2	47	13	63	8	20	6	13	1	2	6	7	35	152	1	1,286
高岡市	246	361	0	3	1	42	23	0	3	14	17	4	9	0	37	0	0	16	34	0	564
魚津市	51	69	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	8	0	0	9	13	0	102
氷見市	42	45	0	1	0	11	1	0	0	0	7	0	5	0	0	0	0	1	7	0	78
滑川市	36	77	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	9	0	92
黒部市	57	125	0	0	0	18	17	0	0	0	7	0	1	1	0	0	0	6	27	0	202
砺波市	69	90	0	0	0	13	9	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	18	8	0	148
小矢部市	50	68	0	0	0	2	3	0	3	0	8	0	1	0	0	0	0	1	6	0	92
南砺市	74	118	0	0	0	1	7	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	9	0	140
射水市	107	206	0	0	0	36	64	0	0	0	11	12	8	0	1	0	0	7	34	3	382
中新川郡	56	98	0	0	0	28	5	0	1	0	12	1	5	0	0	0	0	2	4	0	156
下新川郡	34	67	0	0	0	13	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	11	0	96
合計	1,309	2,228	5	5	1	166	177	13	71	22	97	23	50	2	48	6	7	99	314	4	3,338

表 1.2.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況 (27年3月31日現在)

地 域	工 場 ・ 事 業 場 数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数				
		堆 積 場	ベルトコンベア バケットコンベア	破 碎 機 摩 碎 機	ふ る い	計
富 山 市	84	134	71	81	16	302
高 岡 市	36	42	72	29	2	145
魚 津 市	18	9	1	12	1	23
氷 見 市	10	13	25	7	4	49
滑 川 市	8	12	8	3	1	24
黒 部 市	11	23	24	25	8	80
砺 波 市	11	20	16	12	4	52
小 矢 部 市	24	33	12	22	9	76
南 砺 市	25	26	45	19	4	94
射 水 市	22	50	73	7	2	132
中 新 川 郡	22	25	40	46	13	124
下 新 川 郡	12	14	49	24	4	91
合 計	283	401	436	287	68	1,192

表 1.2.3 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設の届出状況
(27年3月31日現在)

地 域	工 場 ・ 事 業 場 数	V O C 発 生 施 設 数									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		化学製品製造用乾燥施設	吹付塗装施設	塗装用乾燥施設	(印刷回路、接着剤、接着テープ等、包装材料製造用) 接着用乾燥施設	(4項・木材・木製品製造用を除く) 接着用乾燥施設	オフセット輪転印刷用乾燥施設	グラビア印刷用乾燥施設	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	
富 山 市	5	1	3	0	1	3	0	3	0	0	11
高 岡 市	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
魚 津 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷 見 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑 川 市	2	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4
黒 部 市	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
砺 波 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 矢 部 市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
南 砺 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射 水 市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中 新 川 郡	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4
下 新 川 郡	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
合 計	14	4	5	0	8	6	3	3	0	0	29

表 1.2.4 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の届出状況

(27年3月31日現在)

	除去		囲い込み	封じ込め	計
	解体	改造・補修	改造・補修	改造・補修	
富山市	64 (46)	29 (9)	0 (0)	0 (0)	93 (55)
高岡市	13 (7)	12 (5)	0 (0)	0 (0)	25 (12)
魚津市	6 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (3)
氷見市	3 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
滑川市	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
黒部市	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
砺波市	2 (1)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	7 (6)
小矢部市	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
南砺市	7 (3)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (4)
射水市	18 (8)	12 (3)	0 (0)	0 (0)	30 (11)
中新川郡	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
下新川郡	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
計	125 (75)	63 (24)	0 (0)	0 (0)	188 (99)

注1 () は立入件数である。

イ 富山県公害防止条例（大気関係）

26年度末の富山県公害防止条例に基づくの特定施設設置工場・事業場の届出状況は、表1.2.5のとおりで、総数は1,788工場・事業場であり、種類別では、粉じんまたは有害ガスが1,650工場・事業場で最も多く、次いでばい煙138工場・事業場の順であった。

表 1.2.5 特定施設設置工場・事業場の届出状況

(27年3月31日現在)

地 域	特定施設設置工場・事業場数			地 域	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計		ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計
富山市	12	354	366	小矢部市	18	2	20
高岡市	10	735	745	南砺市	3	117	120
魚津市	2	30	32	射水市	8	95	103
氷見市	39	11	50	中新川郡	6	36	42
滑川市	1	57	58	下新川郡	4	24	28
黒部市	4	54	58	計	138	1,650	1,788
砺波市	31	135	166				

(2) 緊急時の措置

光化学オキシダントに係る26年度までの緊急時発令状況は、表1.2.6のとおりであり、近年では、19年度以降情報や注意報を発令する状況には至っていない。また、微小粒子状物質の注意喚起の実施状況は、表1.2.7のとおりで、26年度は、注意喚起を実施する状況には至らなかった。

表 1.2.6 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

年度	月日	地区・地域	種類	時間	発令局及び最高濃度		
昭和51	5.11	高岡・新湊	情報	13:20~17:50	伏木一宮 0.128 ppm		
52	8.19	"	"	12:15~16:15	伏木一宮 0.118 ppm		
53	5.26	高岡・新湊	注意報	12:30~14:30	高岡本丸 0.126 ppm		
		富山	情報		呉羽 0.100 ppm		
	6.3	高岡・新湊	"	12:30~14:15	高岡本丸 0.102 ppm 高岡波岡 0.116ppm		
	6.8	"	"	12:15~19:00	高岡本丸 0.107 ppm 高岡波岡 0.116ppm		
	6.9	"	"	11:15~14:15	高岡本丸 0.103 ppm 高岡波岡 0.100ppm		
	7.30	富山	"	13:15~15:15	呉羽 0.106 ppm		
平成2	4.12	高岡・新湊	"	13:22~18:23	新湊三日曾根 0.120 ppm 高岡伏木 0.102ppm		
3	9.5	高岡・新湊	"	13:20~15:20	新湊三日曾根 0.114 ppm		
7	6.30	富山、高岡・新湊	注意報	14:20~17:15	婦中速星 0.124 ppm 新湊海老江 0.121ppm		
14	6.8	滑川市	"	12:20~14:10	滑川上島 0.129 ppm 滑川大崎野 0.127ppm		
16	6.5	富山	"	12:10~19:20	富山水橋 0.127ppm 富山岩瀬 0.124ppm		
					富山芝園 0.129ppm 富山神明 0.133ppm		
					富山蜷川 0.127ppm		
					高岡本丸 0.121ppm 新湊三日曾根 0.127ppm		
	高岡・射水	"	13:10~19:40	新湊今井 0.123ppm 新湊海老江 0.124ppm			
				小杉太閤山 0.122ppm			
				魚津 0.122ppm 黒部植木 0.124ppm			
				入善 0.134ppm			
7.24	富山	"	14:10~16:10	富山水橋 0.120ppm			
				高岡・射水	"	13:15~15:10	新湊海老江 0.123ppm
				新川	"	14:10~16:10	魚津 0.121ppm
19	5.9	富山	"	14:12~18:04	富山岩瀬 0.123ppm 富山神明 0.123ppm		
					滑川上島 0.120ppm 滑川大崎野 0.121ppm		
		高岡・射水		"	13:05~18:04	高岡伏木 0.122ppm 高岡能町 0.120ppm	
						福岡 0.123ppm	
新川	"	15:05~18:04	入善 0.121ppm				
発令基準	情報：0.10 ppm以上、注意報：0.12 ppm以上、警報：0.24 ppm以上、重大警報：0.40 ppm以上						

表 1.2.7 微小粒子状物質に係る注意喚起の実施状況

実施日時	判断に使った値等	日平均値 (μg/m³)
平成26年2月26日 12時15分	小杉太閤山： 78 μg/m³ > 70 μg/m³ (8時間平均値)	79.6 (小杉太閤山)
平成26年2月27日 7時15分	小杉太閤山： 87 μg/m³ > 85 μg/m³ (3時間平均値)	55.8 (小杉太閤山)
○午前中の早めの時間帯での判断		
区分		判断基準
A	日平均値 70 μg/m³ 超過を予想	3時間平均値 (午前5時、6時及び7時の1時間値を局別に平均) の中央値が 85 μg/m³ を超過
B	日平均値 70 μg/m³ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも 85 μg/m³ を超過
○午後からの活動に備えた判断		
区分		判断基準
A	日平均値 70 μg/m³ 超過を予想	8時間平均値 (午前5時から12時までの1時間値を局別に平均) が1局でも 80 μg/m³ を超過
B	日平均値 70 μg/m³ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも 70 μg/m³ を超過

注1 区分Aは、国が示す判断基準を超過した場合をいう。また、区分Bは、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準 (国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの) を超過した場合をいう。

(3) 監視指導

県では、大気汚染防止法や富山県公害防止条例に基づき、工場・事業場等の立入検査を行っている。26年度の立入検査の概要は、表1.2.8のとおりである。その結果は、表1.2.9のとおりであり、立入検査を行った107工場・事業場（832施設）を調査し、そのうち25工場・事業場について指導を行った。

表 1.2.8 立入検査の概要（26年度）

検査対象	検査内容
大気汚染防止法又は富山県公害防止条例（大気関係）の対象工場・事業場	排出基準等適合状況、対象施設の維持・管理状況及び届出状況の調査・指導
大気汚染防止法の対象となるアスベスト除去等作業現場	大気汚染防止法に基づく作業基準等の遵守状況の確認・指導

表 1.2.9 立入検査の結果（26年度）

業種 区分	織 維 工 業	食 料 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	化 学 工 業	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	プ ラ ス チ ック 製 品 製 造 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	造 電 子 部 品 ・ デ バ イス ・ 電 子 回 路 製 業	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 の 製 造 業	電 気 業	廃 棄 物 処 理 業	そ の 他 （ サ ー ビ ス 業 等 ）	合 計
	基準の適合状況	ばいじん	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	1 (1)	0 (0)
有害物質及び有害ガス		0 (0)	0 (0)	1 (1)	9 (142)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (173)	0 (0)	2 (9)	2 (3)	1 (1)	0 (0)	20 (330)
VOC施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (12)
小計		0 (0)	0 (0)	2 (2)	13 (148)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	4 (173)	1 (1)	2 (9)	4 (6)	2 (2)	0 (0)
届出確認	ばい煙発生施設	1 (3)	2 (2)	4 (23)	11 (79)	6 (10)	0 (0)	0 (0)	4 (61)	3 (46)	4 (22)	0 (0)	3 (38)	1 (15)	2 (45)	0 (0)	6 (26)	18 (26)	65 (396)
	堆積場等の粉じん発生施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (73)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (15)	0 (0)	8 (88)
	小計	1 (3)	2 (2)	4 (23)	11 (79)	6 (10)	0 (0)	6 (73)	4 (61)	3 (46)	4 (22)	0 (0)	3 (38)	1 (15)	2 (45)	0 (0)	8 (41)	18 (26)	73 (484)
合計	1 (3)	2 (2)	6 (25)	24 (227)	6 (10)	3 (4)	0 (0)	6 (73)	4 (61)	3 (46)	7 (25)	0 (0)	7 (211)	2 (16)	4 (54)	4 (6)	10 (43)	18 (26)	107 (832)
指導件数	1	1	0	0	4	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	2	12	25

注 表中の数値は工場・事業場数、（ ）は施設数である。

2 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出状況

26年度末の大気基準適用施設の届出状況は、表 1.2.10 のとおりで、総施設数は 153 施設（105 工場・事業場）であり、種類別では、廃棄物焼却炉が 108 施設（構成比 71%）で最も多く、次いでアルミニウム合金製造施設 43 施設（同 28%）であった。

表 1.2.10 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況（27年3月31日現在）

地 域	工 場・ 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	計
富 山 市	33	1	8	33	42
高 岡 市	16	0	14	12	26
魚 津 市	4	0	0	4	4
氷 見 市	5	0	1	7	8
滑 川 市	1	0	0	1	1
黒 部 市	7	0	2	6	8
砺 波 市	9	0	0	10	10
小 矢 部 市	7	0	1	6	7
南 砺 市	10	0	1	9	10
射 水 市	10	1	16	11	28
中 新 川 郡	2	0	0	6	6
下 新 川 郡	1	0	0	3	3
計	105	2	43	108	153

(2) 設置者による測定結果

同法に基づいて、26年度末までに事業者から報告があった自主測定結果の概要は、表 1.2.11 のとおりであり、基準を超過した施設はなかった。

表 1.2.11 設置者による測定結果の概要（26年度）

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事 業 者 の 測 定 結 果
排 出 ガ ス	101 (63)	98 (60)	0 ~ 4.9 ng-TEQ/m ³ N
ばいじん等	68 (50)	65 (47)	0 ~ 3.0 ng-TEQ/g

注 () 内の数値は、工場・事業場数である。

3 フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法

本県における 26 年度末のフロン類回収業者等の登録状況は、表 1.2.12 及び表 1.2.13 のとおりであった。

表 1.2.12 フロン回収・破壊法に基づく第一種フロン類回収業者の登録状況
(27 年 3 月 31 日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第一種フロン類回収業者	243

表 1.2.13 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況
(27 年 3 月 31 日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	675
フロン類回収業者	181

4 スパイクタイヤ規制法

住居が集合し、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、富山県内では図 1.2.14 のとおり、積雪地帯を除く 14 市町村が指定地域として指定された。

図 1.2.14 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域



注 ①砺波市のうち旧庄川町の区域、②南砺市のうち旧福野町を除く区域が指定地域から除外されている。

5 大気汚染に係る苦情件数

大気汚染に係る26年度の苦情の発生件数は、図1.2.15のとおり41件であった。

図1.2.15 大気汚染に係る苦情件数の発生源別推移

